

「むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰ（イチ）」施設愛称募集要項

1 概 要

本事業は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震からの創造的な復興・創生の象徴となるまちなか再生との連携・調和を図り、複雑化・多様化する社会課題を見据えて、潜在する地域課題の解決を目指し、整備を進めてきたものであります。

博物館周辺エリアでは、令和7年4月の温浴施設の先行オープンに続き、令和8年4月には新たな博物館展示施設のオープンを目指して現在建設工事が進んでいます。

これらの施設が町民の皆様をはじめ、利用される多くの方々にとって、身近で親しみのある施設となるよう「愛称」を募集します。

2 募集内容

「むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰ（イチ）」の施設愛称

【参考事項】

(1) むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰ（イチ）のコンセプト

「歴史をつなぎ、むかわ町で暮らす、持続可能なまちづくり」

(2) むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰ（イチ）により整備する施設

① 樹海温泉ほべつ〔令和7年4月オープン済〕

施設コンセプト「化石を活かした多文化共生空間～食べて浸かれる博物館～」

② 穂別博物館 新展示施設〔令和8年4月オープン予定〕

施設コンセプト「歴史をつなぎ、生命（いのち）をつむぐ、地球物語」

3 応募資格

応募時点においてむかわ町在住の方

4 名称の基準

- (1) 親しみやすく、覚えやすいもの
- (2) 施設の機能や特徴がイメージできるもの
- (3) むかわ町らしさや魅力が表現されているもの

5 応募方法及び応募先

(1) 応募方法

- ① 応募箱への投函（設置場所 本庁舎、総合支所、樹海温泉ほべつ、穂別博物館）
- ② 郵送及び応募専用フォーム

(2) 応募先

むかわ町役場 総合政策課 復興拠点施設等整備事業推進チーム

6 募集期間

令和7年7月10日（木）まで

7 応募上の注意

- (1) 応募する愛称及びその理由は、自作で未発表のものに限ります。
著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- (2) 1人1作品の応募とします。
- (3) 応募用紙は返却しません。
- (4) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 採用された愛称及びその理由については、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）、使用権、その他一切の権利は、むかわ町に帰属します。
また、受賞者は、採用された名称及びその理由に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- (6) 応募された愛称及びその理由について、むかわ町が加筆・修正を行った上で採用とすることがあります。
- (7) 応募者の個人情報については、本募集に関する事務にのみ使用し、採用者においては、採用された愛称及びその理由とともに、氏名、住所、年齢を公表する場合があります。

8 賞・賞品

最優秀賞 1作品

- (1) 受賞者には、1万円分のむかわ町金券を贈呈
- (2) 同一作品に複数の応募があった場合は、抽選とします。

9 選定方法及び結果の公表

- (1) 選定方法は、むかわ町総合政策課復興拠点施設等整備事業推進チームにおいて、後日決定します。
- (2) 選定結果は、令和8年4月のオープン（予定）前に発表を予定し、むかわ町公式ホームページ等で公表します。
- (3) 選考過程や結果等に対する個別のお問い合わせには、応じられません。